

住所

氏 名

先 絡 連

令和 年 月 日付け貝 第 号で交付決定の通知を受けた貝塚市がけ地近接等危険住宅移転事業が完了しましたので、貝塚市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

補助金交付決定額		金	円
補助対象事業		貝塚市がけ地近接等危険住宅移転事業	
添付書類	危険住宅の除却のみ	(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条の規定による届出書の写し (2) 危険住宅の除却工事の請負に係る内訳及びその根拠となる契約書等の写し (3) 危険住宅の除却後の跡地の写真 (4) 危険住宅の除却に要する経費（跡地整備に要する経費を含む。）及び危険住宅の代わりに賃借する住宅への引越しに要する経費の領収書の写し (5) その他市長が必要があると認める書類	
	危険住宅の除却及び新規住宅の購入	(1) 上記(1)～(4)の書類 (2) 新規住宅の写真 (3) 住所変更後の住民票 (4) 新規住宅の売買契約書の写し (5) 新規住宅購入費用の領収書の写し (6) 新規住宅購入のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書の写し及び登記事項証明書 (7) 借入金の利率及び利子総額を証する金融機関の証明書 (8) その他市長が必要があると認める書類	
	危険住宅の除却及び新規住宅の建設	(1) 上記(1)～(3)の書類 (2) 住宅賃借費の領収書の写し (3) 建築基準法第 6 条第 4 項の確認済証の写し (4) 建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証の写し (5) 新規住宅建設の工事請負契約書の写し (6) 新規住宅建設費用の領収書の写し (7) 新規住宅建設のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書の写し及び登記事項証明書 (8) その他市長が必要があると認める書類	